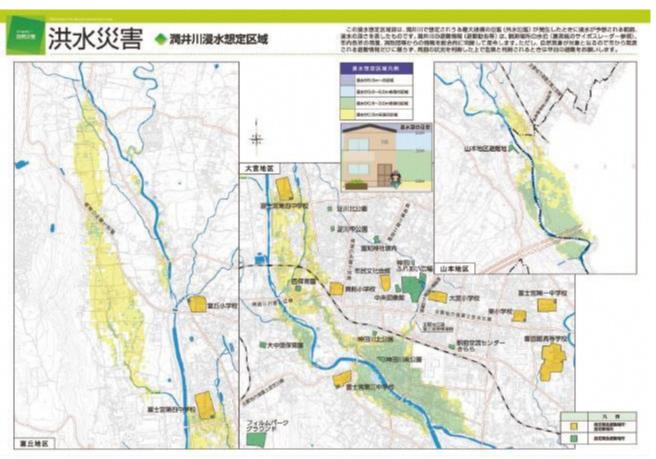
事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

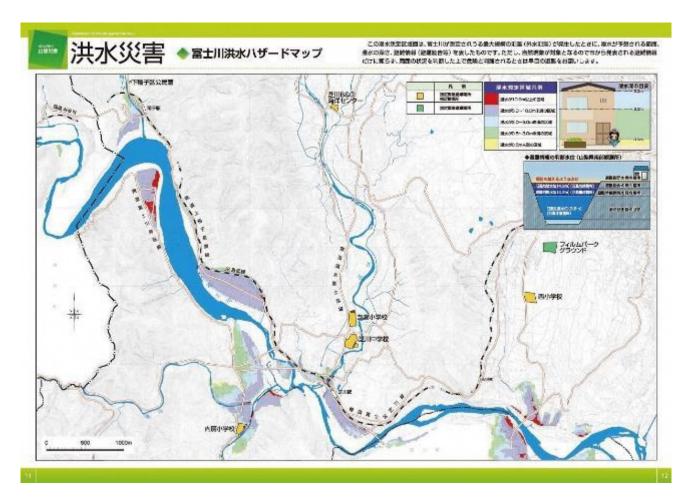
(1) 地域の災害・感染症リスク

富士宮市の自然的条件に関して、まず市の形状は、南は富士市、北は山梨県と接しており、土地は富士山頂から急傾斜で南下し、しだいに緩傾斜となった一大平原で、南端の平坦地に市街地が構成されている。傾斜地は造植林と自然林、平原地は放牧地と農耕地で、面積389.08 km。富士山麓の約1/4を占めている。市北部猪之頭に源を発する芝川の豊富な水と市街地にまで及ぶ湧水に恵まれた地域で、豊富な地下水は、かんがいや工業用水に、また虹鱒の養殖に利用されている。海抜は、最高3,776m(富士山頂)から最低35m(山本石の宮付近)で、高低差が日本一となっている。

【水害・洪水:ハザードマップ】



※図は富士宮市防災マップ(P13.14)より引用



※図は富士宮市防災マップ(P13.14)より引用

水害危険度

富士山や天子山等に降った雨は潤井川に集まり、富士宮市街地も流下するので、かつては水害が頻発していたが、富士川へのショートカットとなる星山放水路の整備等により、排水能力が高まったため、最近は規模の大きい水害は起こっていない。ただし、河川沿川の低地部や水が集まりやすい地形条件や河川合流部・狭窄部周辺では、一時的に増水し冠水する危険性をもっている。

現況と課題

市内を流れる河川は、大きく富士川・芝川・潤井川・弓沢川水系に区分され、一級河川 24 本、準用河川 14 本、普通河川 532 本の合計 570 本がある。都市化の進展とともに流域の保水能力の低下も見られ、降 雨時には市街地が位置する下流部で流量が増大し、水害の発生も懸念される。このため、総合治水計画を指針として河川整備などによる雨水の排水対策を進めている。今後も市民が安心して暮らせるよう、治山 対策との連携と流域全体の土地利用に配慮した総合的な治水対策を進めることが必要である。

【土砂災害:ハザードマップ】



※図は富士宮市防災マップ(P15.16)より引用

土砂災害危険度

土砂災害には、崩壊(斜面崩壊、がけ崩れ)、土石流、地すべりが考えられる。土砂災害の危険性の高い地域は、富士山麓に散在的に分布し、また、市西北部の天子山地や芝川地区に崩壊が多い。その他急傾斜地やガリー浸食のみられる所、渓流出口などでは、それぞれの防災対策の実施と、大雨時の避難対策等が必要となる。

現況と課題

広大な富士山麓は、富士山から噴出された溶岩や火山灰から形成されており、浸透性が非常に高く、ふだんは地表水がなく大雨の時だけ流れる枯れ沢が数多く存在する。中でも大沢崩れは、絶えず岩石が落下し崩壊するなど危険な状態にある。一方、山麓部の森林は国土保全の役割も果たしてきたが、近年では林業経営の低迷などにより管理が十分に行われていない人工林も多く、集中豪雨時の土砂崩れなど、災害の発生も懸念される。このため、砂防指定地や急傾斜地崩壊危険区域が指定され、国、県、市が砂防事業や治山事業を進めている。特に、大沢崩れについては昭和44年(1969年)から国が富士砂防事務所を設置し、本格的な砂防工事を進めている。市民が安心して暮らせるよう、今後も治水対策との連携と流域全体の土地利用に配慮した総合的な治山対策を進めることが必要である。

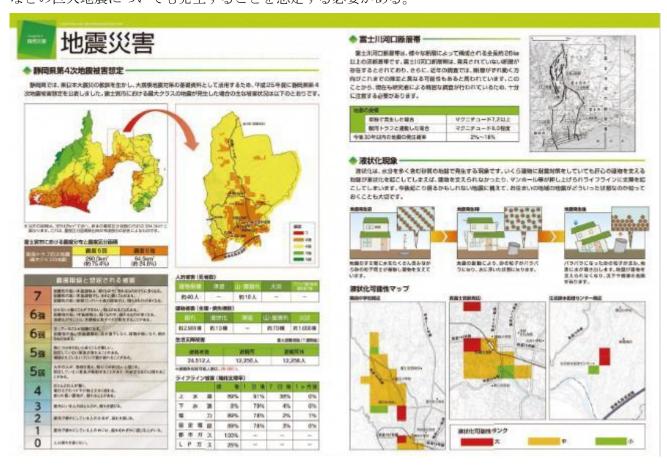
【 地 震:ハザードマップ 】

地震災害危険度

静岡県は有史以来たびたび大きな地震による災害に見舞われている。駿河湾から遠州灘には海洋プレートの境界をなす駿河トラフや南海トラフが存在し、巨大地震を繰り返し発生させてきた。陸域には糸魚川・静岡構造線や中央構造線などの大きな地質構造線が存在し、また富士川河口断層帯や伊豆半島に分布する多くの活断層が存在し、内陸直下の被害地震を発生させてきた。このほか東海地震等と富士川河口断層帯の地震が連動した場合や、山梨県東部や伊豆半島、静岡県中部などを震源とする地震活動にも注意を払っていく必要がある。

現況と課題

富士宮市における地震の被害事例は、複数あり、このうち1854年(安政元年)の安政東海地震は東海地方に大きな被害をもたらした地震である。現在、著しい被害を発生させるおそれがある地震としては、その発生の切迫性が指摘されている駿河湾及び駿河トラフ付近におけるプレート境界を震源域とする東海地震(マグニチュード8クラス)がある。このほか、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震として、東南海地震や南海地震(それぞれマグニチュード8クラス)があり、また、これらの地震が連動して、あるいは時間差を持って発生する可能性も考えられる。一方、相模トラフ・相模湾側では、大正型関東地震(マグニチュード7.9程度)や神奈川県西部を震源域とするマグニチュード7クラスの地震がある。また、東日本大震災の教訓として「想定外は許されない」という観点から、発生する頻度は極めて小さいが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震として、南海トラフ巨大地震(マグニチュード9クラス)や元禄型関東地震(マグニチュード8.1程度)などの巨大地震についても発生することを想定する必要がある。



※図は富士宮市防災マップ(P1.2)より引用

【 噴 火:ハザードマップ 】

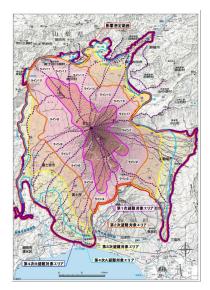
火山災害危険度

富士山の噴火記録は過去数回記録されているが、噴火の詳細は必ずしも明らかでない場合が多く、現在の新富士火山の活動パターンを明確に規定するには十分とはいえない。記録にはっきりと残っている加害現象は、溶岩流、火砕物降下、噴石、土石流、山崩れ、地震動、地熱変動などである。記録はないが、先史時代に発生したことがわかっているものとして火砕流、岩屑流がある。洪水、噴煙・ガス、地殻変動、地下水変動なども、はっきりした記録が見あたらないまでも、発生した可能性は高い。歴史時代の中では、宝永噴火が最大で、噴出物の総量は、密度 2.5 に換算して 0.7 k㎡に達し、日本全国の火山噴火を通じてみても、大規模な噴火であった。次に大きいものが延暦~貞観年間の噴火であるが、この時は、溶岩流が 0.3 k㎡噴出し、中ないし大規模の溶岩流噴火ということができる。火砕物の量は少なく、0.1 k㎡かそれ以下で、小規模であった。これらは数十年にわたって断続的に起きた。複数の噴火活動の産物であるが、大局的に見れば 1 つのグループをなすものとも見ることができる。将来の噴火を想定する場合、大規模な火砕噴火としては宝永噴火を、小規模の火砕噴火及び中~大規模の溶岩流噴出としては、延暦~貞観年間に起きた個々の噴火をそれぞれに想定することができる。また、宝永噴火と延暦~貞観噴火の間には、数回、中規模ないし小規模の噴火が起きている。これらの噴火の記録から、それぞれの噴火様式及び規模にしたがって、将来起きうる同じような噴火の被害規模が想定可能である。

噴火警報・噴火予報(噴火警戒レベル)

噴火警戒レベルは、気象庁と自治体間の協議に基づき作成され、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分して発表する指標である。富士山においては平成19年12月から運用されており、富士山における噴火警戒レベルの取扱いは次のとおりである。なお、噴火開始後、火山活動の低下により噴火警戒レベルを下げていく段階において、火口とその周辺を限定して警戒範囲を示すことが可能な場合は、レベル2が発表される。



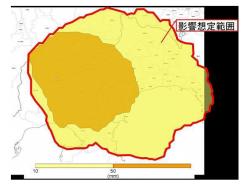


レベル 1	活火山であることに留意(現状の富士山)
レベル2	噴火する場所周辺の限定的な警戒(富士山では火口位置 の限定が困難なため、発表しない)
レベル3	火山活動現象活発化に伴い、想定火口範囲を警戒範囲と する
レベル4・	噴火の切迫した場合に、移住地域を対象に警戒範囲とす
5	る

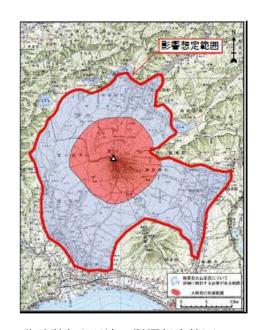
想定火口範囲、噴石、火砕流・火砕サージ、溶岩流の影響想定範囲と避難対象エリア



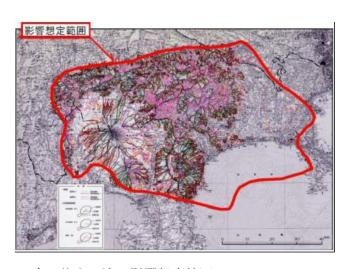
降灰の影響想定範囲



小さな噴石の影響想定範囲



融雪型火山泥流の影響想定範囲



降灰後土石流の影響想定範囲

【感染症リスク】

新型コロナウイルスに対し、富士宮市では、新型コロナウイルスの流行拡大に備えて、富士宮市医師会と 富士宮市救急医療協会の協力のもと、医療機関(市内のかかりつけ医)が必要だと判断した方の PCR 検査 が実施できる「PCR 検査場」を開設した。

役割として

- ① 医療機関(市内かかりつけ医)の判断による患者の検査体制を整備することで、早期診断・早期把握につなげる。
- ② 検査場で検査を実施することで、医療機関における院内感染等のリスクを軽減する。
- ③ 発熱等の症状のある方が、PCR検査により「陰性」と判断されることで、適切な診療につなげる。
- ④「新しい生活様式」などが示され、経済対策と感染症対策を両立させていく中で、流行拡大に備え、市内の検査体制を強化する。

【その他の災害】

その他の災害として、次のものが想定される。

(火災・爆発)

近年、建築物の大型及び高層化が進むとともに新たな建築材料の導入、さらには生活様式の多様 化、石油・ガス類等危険物の普及により火災の様相も複雑化し、危険度は高まっている。

(交通災害)

国道139号 (バイパス)、県道朝霧富士宮線等の市内の重要路線は、交通量が極めて多く、交通 事故の多発が予想される。また、身延線の列車事故も併せて十分な対策が必要である。

(2) 商工業者の状況

・商工業者数 5,837 社 58,314 人

· 小規模事業者数 5,186 社 21,364 人

【事業所数内訳】※令和元年富士宮市統計調査より引用

業種		商工業者数	小規模 事業者数	備考(事業所の立地状況等)
	製 造 業	721	536	市内に広く分散。5箇所に工業団地あり。
	建設業	681	658	市内に広く分散。
商工	卸・小売業	1, 395	1, 316	市内に広く分散。街中とバイパス沿いが多い。
業者	サービス業	2, 663	2, 357	市内に広く分散。
	その他	377	319	市内に広く分散。
	合 計	5, 837	5, 186	

【会員事業所数】

	2018年	2019年	2020年
富士宮商工会議所	2, 104	2, 102	2, 118
芝川商工会	244	244	242

※2020年は、2月末現在。

(3) これまでの取組

1) 富士宮市の取組

① 地域防災計画関係

- 地域防災計画の策定
- ・富士宮市防災会議による防災計画の推進

災害対策基本法(昭和 36 年法律第 233 号)第 42 条の規定により、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、本市の地域に係る防災に関し必要な事項を定め、災害対策基本法第 16 条の規定により、富士宮市防災会議で修正を行っている。令和元年度は新型コロナウイルス感染症が静岡県内でも感染が確認されている状況から富士宮市防災会議を書面会議として開催し、富士宮市地域防災計画(一般対策編・地震対策編)の修正が行った。

② 防災訓練の実施

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、通常どおりの訓練の実施は難しく、夏の総合防災訓練でも、多数の人が集まるような訓練は中止とし、コロナ禍での防災訓練として、3密(密閉・密集・密接)の環境を避けるため、『家族で防災会議』をテーマに各家庭での防災対策や備蓄品の見直しを行った。また、区長研修会内での避難所運営のコロナ対策研修を行った。

地域防災訓練においても、多数の人が集まるような訓練は中止とし、総合防災訓練と同様に、各家庭での防災対策や備蓄品の見直しを行っていただき、災害時の基本となる「自助」について呼びかけた。

令和元年度に、総合防災訓練として、市の災害対策本部運営訓練や自主防災会での各自主防災会訓練を行い、その中でも一部の自主防災会では自衛隊と連携した炊き出し訓練を行った。また、地域防災訓練として災害時に孤立することが考えられる一部の自主防災会で、自衛隊へリ離着陸誘導訓練を行った。

2) 富士宮商工会議所の取組

① 事業者 BCP に関する国の施策等の周知

災害発生に対する備えの大切さや BCP 策定の必要性を認識していただくため、地区内小規模事業者に対して広報誌及びホームページ等により国等の BCP 関係施策や関連補助制度を適宜・適切に周知している。

② 事業者 BCP 普及に関するセミナーの開催と策定支援

地区内小規模事業者を対象とした BCP セミナーの開催や、BCP 策定の指導等を定め、この計画に基づいて BCP 策定の促進・支援を継続的に行っている。事業者 BCP の必要性を周知し、策定の一助となるセミナーを開催することで、持続的な事業活動の支援を図っている。

③ 当所の BCP 及び災害時対応マニュアルの策定の検討

被災後、当所の業務の復旧を迅速・円滑に進めるとともに、組織を存続させることを目的とする当 所の BCP と、発災時における職員の具体的な行動基準となる災害時対応マニュアルを令和3年に策 定の検討を進めている。

④ 発災時の道路啓開に係る富士宮市との連携・協力体制の構築

発災後、応急復旧を速やかに実施していくためには、救出・救助活動や緊急物資の輸送等の円滑な 実施を可能とする道路啓開が必要であり、このための官民が連携した組織体制づくりが必要となっ ている。このことから、実践的な体制づくりの実施に向けて検討を進めている。

⑤ 防災用品の備蓄

当所職員等が使用する防災備蓄品として、富士宮商工会議所の倉庫に次のとおり復旧用品、救援用品等を備蓄している。

- *復旧用品 ビニールシート、トランジスタメガホン、LED ランタン等
- *救援用品 災害用救急箱、ブルーシート、救護用マット等
- *その他 ゴミ袋、軍手、紙コップ、マスク、消毒液等

3) 芝川商工会の取組

① 事業者 BCP に関する国の施策等の周知

災害発生に対する備えの大切さや BCP 策定の必要性を認識していただくため、地区内小規模事業者に対して広報誌及びホームページ等により国等の BCP 関係施策や関連補助制度を適宜・適切に周知している。

②事業者 BCP の策定に関する個社支援

BCP の策定を希望する事業者に対して、専門家派遣等を実施し、事業所が実現可能な BCP の策定について支援を行っている。

③感染症拡大防止対策の実施

新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐため、マスク着用、アルコール消毒の励行、窓口に飛沫防止 シールドの設置等を実施している。

Ⅱ 課題

商工会議所・商工会と地域の小規模事業者における、防災や減災に対する意識・対策に関する課題は 次のとおりである。

(1) 小規模事業者における災害リスク・防災情報の認識が不足

Iの(1)に示したように、市内の広い地域にわたって水害・洪水・地震、噴火、土砂災害・浸水被害などのリスクが想定されている。このため、当市では、ハザードマップの改訂、市ホームページ掲載、さらにはメール配信サービスによる防災情報の配信などを実施している。しかし、小規模事業者は、防災サイトの閲覧やメール配信サービス登録が進まないなど、防災意識が依然として高まっていない状況にある。災害リスクや防災情報に関する周知・啓発をさらに図っていく必要がある。

(2) BCP策定を行う事業者が少ない

管内事業所のうち、BCPを策定している事業者は多業種にわたるが、いずれの業種においても極一部だけに限られている状況である。東日本大震災後からBCPの策定を意識する事業者も少なくなく、その後も普及・啓発に努め、会員事業所などにセミナー開催や説明会などにおいて策定を支援(令和元年度8件)してきたものの、全体として策定件数は伸びていないのが現状である。商工会管内の小規模事業者の相談は、ほとんどが事業計画や販路開拓に関するものが多く、災害リスク、BCP作成に対しての関心や必要性の認識は低い。このため事業者の多くがBCP策定に取り組めていない状況で、普及・啓発の段階にとどまっている。

商工会議所・商工会の職員を含め、事業所の経営者や従業員など、BCP の必要性を重要視していても策定 ノウハウや作成できる人材不足を理由に BCP 策定に躊躇する事業者もみられる。BCP の策定ガイドライン や策定計画書フォームが国や関係機関等から情報提供されているが、策定には専門家の支援や対策項目 を満たす必要があるなど、小規模事業者が単独で作成するには難易度が高く、策定を進められていないこ とが要因と考えられる。そのため、今まで以上に市、商工会議所、商工会の連携による取組強化を実現し ていく必要性がある。

(3)緊急時における連携体制が不十分

災害発生時や発災後における市・商工会議所・商工会による情報共有や支援協力などの必要性は感じているが、現状としては緊急時の事業者からの情報収集、被害情報の伝達手段や連絡手段について、連携体制が確立されておらず不十分と考えられる。

(4) 支援機関被災時の代替機能が未整備

商工会議所・商工会の業務は、事務所内で行うものがほとんどであり、災害時に事務所が使用できない場合のバックアップ体制が整備されている状況ではない。商工会議所・商工会自身の事業継続、さらには感染症リスク等を考慮した非接触による対応の仕組みづくりが必要である。

(5) 休業リスク等への支援対応ができていない状況

自然災害をはじめとして、新型コロナウイルス等の感染症やその他の危機による小規模事業者の休業リスク等への支援に対応できているとはいえない状況であるため、様々な災害やリスクに対応した支援体制を構築していく必要がある。

Ⅲ 目標

防災・減災に対する課題を踏まえつつ、発災後において地域の小規模事業者が迅速に 復旧し、かつ継続的に事業活動に取り組めるよう市、商工会議所、商工会が連携して、次に掲げる目標を達成するための取組を行う。

- ◎小規模事業者に対して、それぞれの事業所が立地する地域ごとにどのような災害リスクがあるのかを周知・認識させる。
- ◎BCP 策定を行う小規模事業者を増やすために、災害に対する事前対策の必要性を会報やホームページ等で周知し策定を促進する。
- ◎発災後に各事業者が円滑に事業継続できるよう、BCP を策定済の事業者に対しては、BCP 実践訓練の実施を促す。未策定事業者については、自然災害とともに感染症のリスクも認識させ、多様なサプライチェーンの構築など事前対策の必要性を周知し、策定を促す研修を行う。
- ◎バックアップシステムの構築として、発災時における連絡を円滑に行うため、市・商工会議所・商工会との間における被害情報報告ルート等を構築する。
- ◎感染症リスク等を考慮した仕組みづくりとして、感染予防対策を徹底した状況での来客対応や、発 災後速やかな復興支援策が行える手段も含めたオンラインシステム等を活用した相談窓口などの 設置を行い、各関係機関との連携も含めた体制を構築する。
- ◎経営指導員・補助員が、小規模事業者に対して地域の災害リスク、災害に備える保険・共済制度等 について十分な説明が行えるよう、研修等を実施する。

*その他

・上記内容に変更が生じた場合には、速やかに静岡県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和3年6月1日~令和8年5月31日の5年間とする。

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

・富士宮商工会議所と芝川商工会と富士宮市との役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業 を実施する。

〈1. 事前の対策〉

・富士宮市が令和元年に更新した「富士宮市防災マップ」を基に、本計画の整合性を整理し、自然災害時や感染症発生時に速やかに応急対策に取り組めるようにする。

1)小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・商工会議所・商工会においては、巡回経営指導時に、ハザードマップや総合防災アプリ「静岡県 防災」等を用いながら、事業立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組 や BCP 策定などを含めた対策 (事業休業への備え、損害保険・共済加入等) について説明する。
- ・併せて、大規模な地震が発生する恐れがあるときに発表される「南海トラフ地震臨時情報」について、その内容を説明し、情報発表時の防災対応をあらかじめ計画等に定めるよう求める。
- ・未知の感染症の感染拡大に伴う事業への様々な影響について、公表されている実例等を交えて事業者への周知を行っていく。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国や県の施策の紹介や、リスク対策 の必要性、損害保険の概要、事業者 BCP に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者 BCP (即時に取組可能な簡易的なものを含む) 策定による実効性の ある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の 紹介等を実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化する ため、事業者は常に最新の情報入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知 する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止策等について事業者へ周知を行うとともに、今後の感染対策につながる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、IT やテレワーク環境の整備をするための情報や支援策を提供する。

2) 商工会・商工会議所自身の事業継続計画の作成

・商工会議所・商工会は、発災時の職員行動マニュアルと当所の事業継続計画として令和3年度中に「災害対応マニュアル・事業継続計画」を個々に作成する。また、このマニュアルと計画については、必要な都度更新する。

3)関係団体との連携

- ・災害時の事業継続の重要性について周知を図るため、「事業継続計画の普及啓発・策定支援等に関する協定」を締結する損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及 啓発セミナーを開催する。
- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示依頼、セミナー等の共催を依頼する。

4)フォローアップ

- ・経営指導員による会員事業者に対する事業者 BCP の取得促進。
- ・地区内小規模事業者の事業者 BCP 等の取得状況の確認。
- ・各担当者と進捗状況を確認し年1回会議を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施等

・「災害対応マニュアル・事業継続計画」に基づき、自然災害等(マグニチュード8の地震)を想定 し関係機関との連絡ルートの確認等を行う(防災訓練は必要に応じて実施する)。

〈2. 発災後の対策〉

・自然災害等の発災時には、人命救助を第一としたうえで、まず業務に従事する職員の安否を確認するとともに、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関への連絡や会議の開催等を含め、 会員事業者等の支援対策を進めることとする。

1) 応急対策の実施可否の確認

・商工会議所と商工会の職員行動マニュアルに則り、発災後12時間以内(災害対策本部が設置されるまでの間)に、安否確認実施責任者(富士宮商工会議所・芝川商工会は事務局長)が職員の安否や業務従事の可否等を確認し、その結果をとりまとめる。

(この確認は、メール、ライン、電話等を利用して行い、確認した安否や業務従事の 可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を市・商工会議所と商工会で共有する。)

- ・安否確認実施責任者は、安否確認結果を災害対策本部に報告し、本部長(富士宮商工会議所は専務理事・芝川商工会は事務局長)は、その報告を受けて、業務従事可能な職員及び人数を把握する。
- ・安否の確認ができない職員等があっても、災害対策本部が設置された後は、以後の対応を事務局関 連班に引き継ぐ。
- ・災害対策本部においては、被害状況調査班が建物・設備に関する被害状況を把握するとともに、災害に関する情報の集約を行う。

【富士宮商工会議所・芝川商工会:災害対策本部及び災害関連業務各班の体制】 《指揮機能·戦略機能》 災害対策本部 《実行機能》 《戦略機能》 《支援機能》 災 正副会頭会長・役員・議員安否確認班 公報·要望班 事務局関連班 害 関 連 被害状况調查班 復旧対応班 会員. 業 (支援 務 緊急対策窓口班 各 班-事業継続対応

2) 応急対策の方針決定

- ・商工会議所・商工会の被害状況調査班が、訪問可能な地区内小規模事業者を訪問し、被害状況等の 確認を行う。また、事業所の被害状況の把握に努める。
- ・商工会議所・商工会は市内における道路、電気、ガス等のインフラに係る被害状況を確認するとと もに、把握している事業者の被災状況を市に連絡し情報を共有する。
- ・被害状況の目安は、以下のとおりを想定する。

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害が	・地区内 10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、	1) 緊急相談窓口の設置・相談業務
ある	比較的軽微な被害が発生している。	2) 被害調査・経営課題の把握業務
	・地区内 1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・ 半壊」等、	3) 復興支援策を活用するための支
	大きな被害発生している。	援業務
	・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、若しくは交通網が	
	遮断されており、確認ができない。	
被害がある	・地区内 1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割 れる」等、	1) 緊急相談窓口の設置・相談業務
	比較的軽微な被害が派生している。	2)被害調査・経営課題の把握業務
	・地区内 0.1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、	
	大きな被害が発生している。	
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。	

^{*}なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

・本計画により、以下の間隔で被害情報を共有する。

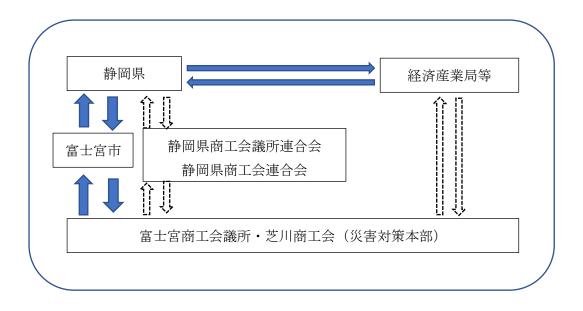
発災後~1週間	1日に3回情報を共有する。
1週間~2週間	1日に2回情報を共有する。
2週間~1ヶ月	1日に1回情報を共有する。
1ヶ月以降	2日に1回情報を共有する。

・必要な情報を収集・把握し発信を行うとともに、交代勤務を導入する体制等をとり対策を実施する。

〈3. 発災時における指示命令系統・連絡体制〉

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みとして、災害時対応マニュアルを策定し、商工会議所・商工会における被害状況調 査班を始めとする各担当や指揮命令系統を決定しておく。
- ・災害対策関連業務の指揮命令は、商工会議所・商工会の各災害対策本部が行い、被害状況の把握は被害状況調査班が、市や関係機関との連絡調整は広報・要望班が担当する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動内容や活動範囲について、市・商工会議所・商工会において協議の上決定する。
- ・市・商工会議所・商工会は、被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等) の算定方 法について、あらかじめ確認しておく。(次項「被害額の算定方法」参照)

- ・市・商工会議所・商工会が共有した情報を、静岡県の指定する方法にて市・商工会議所・商工会から 静岡県へ報告する。
- ・市・商工会議所・商工会が共有した情報については、求めに応じて静岡県商工会議所連合会や静岡県 商工会連合会、経済産業局にも商工会議所・商工会から報告する。



〈4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援〉

- ・商工会議所・商工会の被害状況調査班を中心に、会員事業所等を訪問し、関係者の安否、詳細な被害 状況、事業継続の意志等を確認し、市との情報共有を図る。
- ・相談窓口の開設やその方法等について、緊急対策窓口班が市に協議する(商工会議所・商工会は、国・ 静岡県・富士宮市の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)。
- ・従事する職員の安全性が確認された場所において、相談窓口を設置していく。また、必要に応じて出 張窓口相談も実施する。
- ・緊急対策窓口班を中心に、緊急施策(国・静岡県・富士宮市の施策)について積極的に 情報収集し、 会員事業者等へ支援情報として周知する。
- ・相談窓口や会員事業者を巡回等した際に得られた要望等に関して、必要に応じて正副会頭会議・正副会長会議等を開催して了承を得、国・県等に対する緊急要望として提出する。
- ・必要に応じて、遊休機械設備マッチングシステムや緊急在庫処分応援ネット等の支援メニューを商 工会議所・商工会ホームページで公開し、会員事業者等を支援する。

〈5. 地区内小規模事業者に対する復興支援〉

- ・静岡県の方針に従って、地域内事業者に係る復旧・復興支援の方針を富士宮市と協議の上、被災事業 者に対して支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、静岡県や静岡県商工会議所連合会・静岡県商工会連合会等を通じ、他の地域からの応援・派遣等の受け入れについて協議する。

〈6. 被害額の算定方法〉

・被害額の算定の対象

富士宮市地域防災計画に基づき、商工会議所・商工会が主として把握する被害のうち、被害額を把握するものは、「非住家被害」と「商工被害」の2つとする。

○非住家被害

事業用の建物をいう。具体的には、店舗・工場・事務所・作業場・倉庫などの被害であり、 建物と一体となった建物付属設備についても対象とする。これらの建物に人が住居している 店舗兼住宅のような場合は、当該部分は「住家被害」として除いて処理する。また、「非住家被害」の対象としては、被害の程度に関わらず、床下浸水から全壊に至るまでを区分毎に把握するものとするが、富士宮市災害対策本部への被害報告に限っては、定めにより全壊または半壊の場合のみとする。

○商工被害

建物以外の事業に関する被害をいう。具体的には、棚卸資産(商品・製品、仕掛品、原材料)、有形償却資産(構築物、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置)の被害とする。

・被害額の算定基準

事業の復旧に必要な資産の復旧に要する費用(直接被害)を見積もることとし、具体的には以下のとおりとする。なお、被害額の算定は、中小企業庁の「中小企業BCP運用指針第 2版」に準ずるものとする。

○算定すべき被害額と算定基準(直接被害)

分類	被害区分	被害程度の目安	被害額の算定基準	
非住家の	全壊	基本的機能を喪失したもの。	事業の復旧に必要な撤去	
被害		延べ床面積の70%以上の損	費(解体・運搬・処分費)	
		壊等。	と再調達価格を求める。	
	半壊	基本的機能の一部を喪失し	事業の復旧に必要な修繕	
		たもの。延べ床面積の20%	費を求める。	
		以上70%未満の損壊等、補	事業の復旧に直接関係し	
		修が可能なもの。	ない経費は除く。	
	一部破損	全壊・半壊に至らない破損		
		窓ガラス破損程度は除く。		
床上浸水		土砂等の堆積等で一時的に		
		使用不可の浸水。		
床下浸水 床上に至らない程		床上に至らない程度に浸水		
		したもの。		
商工被害	商品·製品	喪失したもの、廃棄せざるを	仕入原価・製造原価を求	
	仕掛品 原材料	得ないもの。	める。	
	構築物	修繕または再調達せざるを	事業の復旧に必要な撤去	
	車両•運搬具	得ないもの。	費(解体・運搬・処分費)	
	工具·器具·備品		と再調達価格または修繕	
	機械•装置		費を求める。	

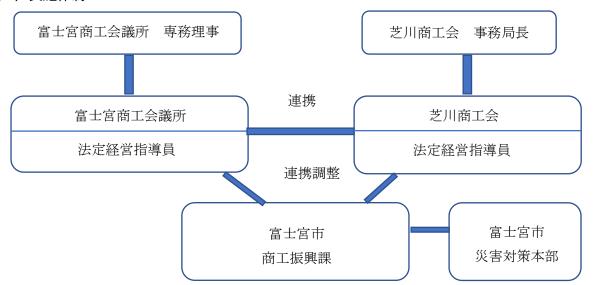
*被害を把握するタイミングによって、再調達価格や修繕費の見積りが困難な場合が想定されるため、 把握可能な範囲において概算価格等にて把握しても差し支えないものとする。その場合の記入方法として、業者の見積りの場合:(見)、取得価格の場合:(取)、概算の場合:(概)と表記して区分することとする。なお、構築物は建物と一体となった建物付属設備(電気、給排水、衛生、空調等の各設備)は非住家被害とし、塀門扉・橋梁・舗装設備(建物と分離された看板塔等を含む)は商工被害とするが、いずれも事業の復旧に必要な資産のみを対象とする。

*その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに静岡県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の実施体制

(1) 実施体制



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に係わる法律第5条第5項に規定する経営指導 員による情報の提供及び助言に係る実施体制
 - ①当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 加藤孝明(富士宮商工会議所) 経営指導員 小澤裕介(芝川商工会)
 - ②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)
 - *以下に関する必要な情報の提供及び助言を行う。
 - ・本計画の具体的な取組の企画や実行
 - ・本計画に基づく進捗確認、見直し等のフォローアップ(1年に1回以上)

(3) 関係市町村、商工会議所、商工会連絡先

①関係市町村 富士宮市役所 産業振興部 商工振興課

〒418-8601 静岡県富士宮市弓沢町 150 番地

Tel: 0544-22-1295 Fax: 0544-22-1385

E-mail: shoko@city.fujinomiya.lg.jp

②富士宮商工会議所

〒418-0068 静岡県富士宮市豊町 18-5 Tm: 0544-26-3101 Fax: 0544-26-0303 E-mail: shien@fujinomiya-cci.or.jp

③芝川商工会

〒419-0315 静岡県富士宮市長貫 1131-6 La: 0544-65-0273 Fax: 0544-65-2093 E-mail: shibasyo@po2. across. or. jp

*その他・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに静岡県へ報告する。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位:千円)

		令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	1.専門家派遣	500	500	500	500	500
	2.セミナー開催費	200	200	200	200	200
	3.普及•啓発費					
	パンフレット	150	150	150	150	150
	チラシ作成費	150	150	150	150	150

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費、補助金、事業収入等

ただし、専門家派遣に係る経費については、連携する損保会社から無償で派遣対応となる場合は、当該経費を減額する。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力 強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業継続力強化支援事業を実施する者の名称及び住所

- 1. 東京海上日動火災保険株式会社 静岡支店 静岡支店長 静岡市葵区紺屋町 17-1 葵タワー13 階
- 2. 損害保険ジャパン株式会社 静岡支店 富士支社 支社長 静岡県沼津市大手町5-6-7 ヌマヅスルガビル6階

連携して実施する事業の内容

- 1. ①小規模事業者のBCP策定支援 ②公的支援施策の周知
- 2. ①小規模事業者のBCP策定支援 ②BCP策定セミナーの開催 ③防災・減災に関するアンケート調査の実施 ④BCP関連の損害保険の周知
- 3. ①BCP策定セミナーの開催 ②BCP関連の損害保険の周知

連携して事業を実施する者の役割

- 1. ①BCP策定に関する専門家個別相談 ②公的支援施策等の最新情報の提供 →①富士宮商工会議所・芝川商工会 ②富士宮商工会議所・芝川商工会・富士宮市
- 2. ①小規模事業者のBCP策定支援 ②セミナーの企画・運営、講師の派遣
 - ③管内企業の巡回とアンケート調査票の回収 ④BCP関連の損害保険の周知
 - →東京海上日動火災保険㈱・損害保険ジャパン㈱が事業実施に全面的に協力する。
- 3. ①セミナーの企画・運営、講師の派遣 ②BCP関連の損害保険の周知
 - →東京海上日動火災保険㈱・損害保険ジャパン㈱が事業実施に全面的に協力する。

上記の連携により、災害時に情報提供・資金調達・事業復興の計画を行うことで小規模事業者への早期 の事業復興を支援する効果が考えられる。

